

本 交 政 第 4 号
平成28年1月8日

本庄市交通政策協議会委員 各位

本庄市交通政策協議会 会長 奥田 謁夫

平成27年度第2回 本庄市交通政策協議会
生活交通確保維持改善計画事業評価に係る書面協議について（依頼）

厳冬の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本庄市のデマンド交通（はにぼん号・もといずみ号）及びシャトル便（はにぼんシャトル）は、皆様方のご指導・ご協力のもと、2年目の運行を無事に終えることができました。

実施した事業については協議会自らが評価を実施し、国に報告することとなっておりますので、別紙のとおり事業評価を実施したいと存じます。

つきましては、下記のとおり書面にて協議させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

記

【協議事項】平成27年度 生活交通確保維持改善計画事業評価
（事業対象期間：平成26年10月1日～平成27年9月30日）

資料：「地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）」

*. 事業評価については、別紙「事業評価の概要」をご覧ください。

【期 間】平成28年1月22日（金）まで
審議の結果は、別紙様式の書面協議書にてご回答をお願いいたします。
同封の封筒、又はFAXにて送信していただきますようお願いいたします。

事務局：本庄市 企画財政部 企画課
担 当：伊平、大倉
電 話：0495（25）1157（直通）
FAX：0495（21）8499
E-mail：kikaku@city.honjo.lg.jp

事業評価の概要

○事業評価の目的等

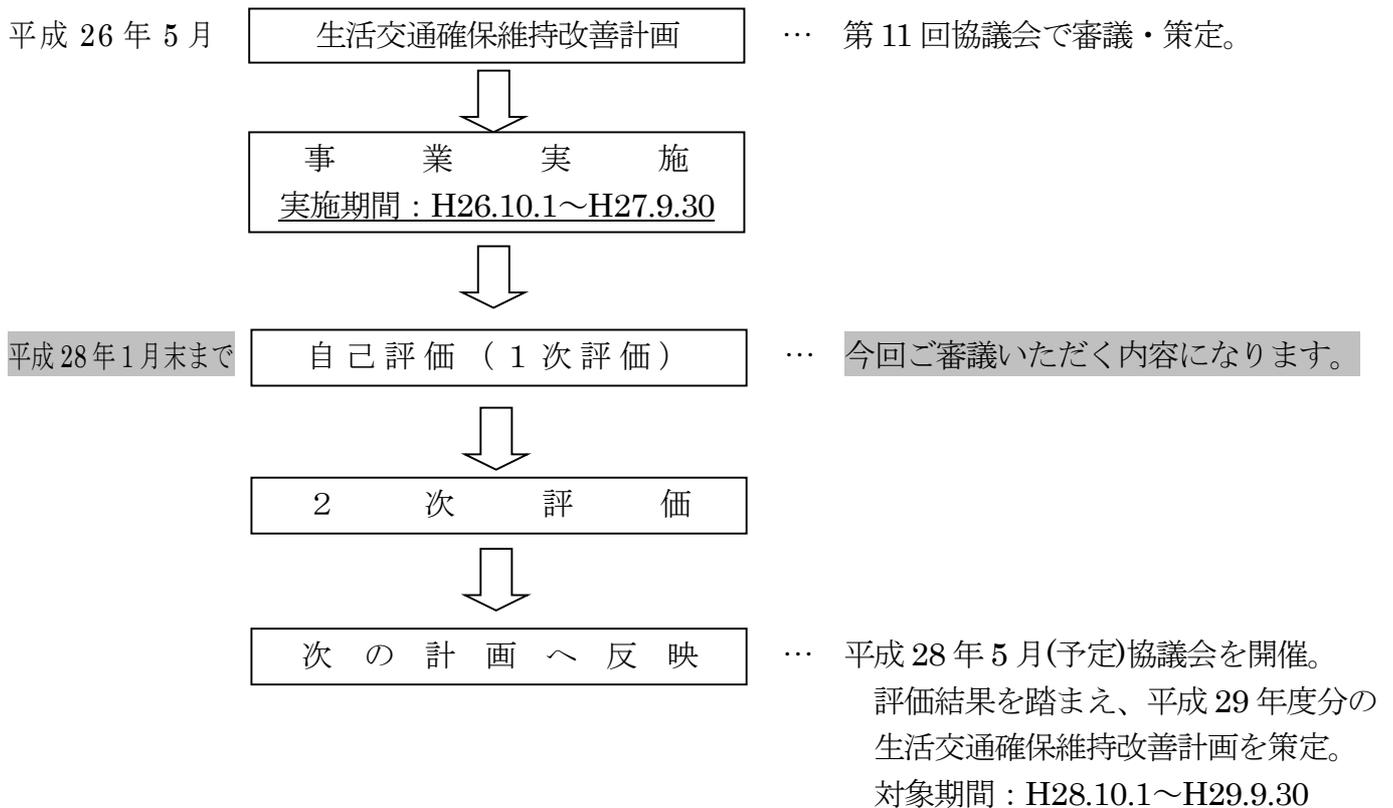
本庄市交通政策協議会が策定する「生活交通確保維持改善計画（＊）」は、国の地域公共交通確保維持改善事業の支援を受けて進めているものです。該当する事業については、毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認及び評価（以下「自己評価」とします。）を行い、自己評価の結果を国に報告することになっています。

また、自己評価（1次評価）は、国の設置する第三者評価委員会の審議を経て2次評価結果として協議会に通知され、評価結果を生活交通確保維持改善計画等に反映することとされています。

＊. 従来の「生活交通ネットワーク計画」から名称が変更になりました

○事業評価の流れ

事業評価と生活交通確保維持改善計画の関係は、下記のとおりです。



本庄市交通政策協議会 事務局

(本庄市 企画財政部 企画課) 宛 FAX : 0495-21-8499

平成27年度第2回 本庄市交通政策協議会 書面協議書

【協議事項】平成27年度 生活交通確保維持改善計画事業評価
(事業対象期間：平成26年10月1日～平成27年9月30日)

※ 同封の資料をご確認いただき、いずれかにを付けてください。

※ 承認いただけない場合は、その理由（意見）をご記入ください。

承認します。

承認できません。

理由（意見）

平成28年 月 日

(あて先)

本庄市交通政策協議会 会長 奥田 謁夫

本庄市交通政策協議会 委員

氏 名

連絡先